

佐伯市地域防災計画 修正案

新旧対照表

地震・津波対策編	第2部 「災害予防」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
	第3部 「災害応急対策」・・・・・・・・・・・・・・・・ P22
	第4部 「災害復旧・復興」・・・・・・・・・・・・ P34
	第5部 「南海トラフ地震防災対策推進計画」・・・・ P35
風水害・事故災害対策編	第2部 「災害予防」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P37
	第3部 「災害応急対策」・・・・・・・・・・・・・・・・ P58
	第4部 「災害復旧・復興」・・・・・・・・・・・・ P71
	第5部 「原子力災害対策」・・・・・・・・・・・・ P72
	第6部 「その他の事故対策」・・・・・・・・・・・・ P76

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
40	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第3節 地域の防災環境整備</p> <p>(略)</p> <p>2 都市の防災構造化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>オ 防災拠点の確保・整備</p> <p>都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能を高める。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 建築物等の安全性の確保</p> <p>1 公共施設の安全性確保</p> <p>(略)</p>	<p>オ 防災拠点の確保・整備</p> <p>都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平時の研修や訓練の場としての機能を高める。</p>
41	<p>(2) 公共施設に関する事業の実施</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
41	<p>(略)</p> <p>ウ 非常用電源設備等の整備</p> <p>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検に努める。</p>	<p>ウ 非常用電源設備等の整備</p> <p>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検に努める。</p>
44	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 公共施設等の災害予防</p> <p>(略)</p> <p>1 上・下水道施設の災害予防</p> <p>(1) 上__下水道施設災害予防事業の基本方針</p> <p>上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、_____老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。</p> <p>(2) 上・下水道施設の災害予防事業の実施</p> <p>ア 上水道</p>	<p>(1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針</p> <p>上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、上下水道一体となって、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等を整備することにより、耐災害性強化を促進する。</p> <p>(2) 上・下水道施設の災害予防事業の実施</p> <p>ア 上水道</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
46	<p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</p>	<p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</p>
	<p style="text-align: center;">第3章 災害に強い人づくり</p> <p style="text-align: center;">第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p>	
49	<p>2 佐伯市の現状と課題</p> <p>佐伯市における自主防災組織の数は、令和4年3月末現在で305組織。<u>368</u>ある行政区のうち338地区で組織されており、組織がカバーする世帯の割合である結成率は91.8%となっている。東日本大震災以降、市民の防災意識は高まってきてはいるが、特に、人口、世帯の多い旧市内地域における結成率が低く、また形骸化している組織も多いため、未組織地区に対する自主防災組織の結成推進と、現在ある組織の活性化が課題となる。</p> <p>(略)</p>	<p>佐伯市における自主防災組織の数は、令和7年4月1日現在で306組織、<u>368</u>ある行政区のうち344地区がカバーされており、組織率は93.5%となっている。東日本大震災以降、市民の防災意識は高まってきてはいるが、特に、人口、世帯の多い旧市内地域における結成率が低く、また形骸化している組織も多いため、未組織地区に対する自主防災組織の結成推進と、現在ある組織の活性化が課題となる。</p>
50	<p>4 自主防災組織の役割と活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
50	<p>自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、<u>災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>自主防災組織は、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所（避難地）や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、<u>防災士等の多様な主体との連携を通じて</u>災害時に有効な体制づくりを<u>行う。</u></p>
51	<p>6 緊急避難場所及び避難所</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	<p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
69	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 消防団等の育成・強化</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 消防団・ボランティアの育成・強化</p> <p style="text-align: center;"><u>市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p> <p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>
72	<p>3 ボランティアの育成・強化</p> <p>災害発生時には、被災地や被災者<u>個々</u>の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村などの公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活</p>	<p>災害発生時には、被災地や被災者<u>一人ひとり</u>の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村などの公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
73	<p>動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かした、きめ細やかな支援活動が不可欠である。このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）佐伯市社会福祉協議会などと連携し、<u>平常時</u>からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、ボランティアやNPOが効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p>また、（福）佐伯市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。さらに、<u>災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーのさらなる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、（福）社会福祉協議会職員や市職員等を対象に研修を実施する。</u></p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>（1）避難行動要支援者名簿<u>の作成及び名簿の活用等</u></p> <p>（略）</p>	<p>織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かした、きめ細やかな支援活動が不可欠である。このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）佐伯市社会福祉協議会などと連携し、<u>平時</u>からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、ボランティアやNPOが効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p>また、（福）佐伯市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。さらに、<u>災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。</u></p> <p>（1）避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画の作成及び活用等</u></p> <p>（略）</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
73	<p>イ 市は、防災部局と民生部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 市は、防災部局と民生部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>
74	<p>オ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協</p>	<p>オ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
74	<p>議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所（避難地）の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、佐伯市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>【福祉避難所について】</p> <p>(略)</p> <p>イ 福祉避難所への入所対象者の把握</p> <p>要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。</p>	<p>議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所（避難地）の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p> <p>要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把握しておく。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
78	<p style="text-align: center;">第7節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>2 市民、事業所・学校等への啓発</p> <p>(1) 市民への啓発</p> <p>市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。</p>	<p>市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。</p>
79	<p style="text-align: center;">第8節 市民運動の展開</p> <p>(略)</p> <p>1 自助の推進</p> <p>(1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。</p>	<p>(1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。<u>また、市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものと</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
82	<p>(略)</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 職員の家庭における安全確保対策の徹底</p> <p>(略)</p> <p>【災害時の安全確認方法の例】</p> <p>・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「<u>災害用ブロードバンド伝言板171</u>」など）の利用</p> <p>(略)</p> <p>第2節 <u>活動活動</u>体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 市職員の防災能力の向上</p> <p>(略)</p>	<p><u>する。</u></p> <p>・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「<u>災害用伝言版（web171）</u>」など）の利用</p> <p>第2節 <u>活動</u>体制の確立</p>
83	<p>(3) 佐伯市職員災害時行動マニュアルの作成</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
84	<p>作成した佐伯市職員災害時初動マニュアル (H30.6) を活用し、平常時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。マニュアルは必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災推進リーダーの育成</p> <p>各部署で選任される防災推進リーダーは、市の防災対策の円滑な推進を補助するとともに、職員各自が災害発生時に的確に活動できるよう、所属部署における防災意識向上を図る。そのために、防災推進リーダーには、平常時から特に重点的な研修を推進するものとする。</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化</p> <p>(略)</p>	<p>佐伯市職員災害時初動マニュアルを作成し、平時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。マニュアルは必要に応じて見直しを行う。</p> <p>各部署で選任される防災推進リーダーは、市の防災対策の円滑な推進を補助するとともに、職員各自が災害発生時に的確に活動できるよう、所属部署における防災意識向上を図る。そのために、防災推進リーダーには、平時から特に重点的な研修を推進するものとする。</p>
84	<p>(1) 関係業界、民間団体との連携体制の充実</p> <p>災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p>	<p>災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で、当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で、応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
86	<p>(略)</p> <p>5 広報体制の充実</p> <p>(略)</p> <p>(3) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ</p> <p>聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段についての周知を行い、情報収集ルート複数確保を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段についての周知を行い、情報収集ルート複数確保を推進するものとする。</p>
87	<p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が定期的開催する住宅被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が定期的開催する住宅被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
93	<p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>(略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(略)</p> <p>(4) 救急医療対策の充実</p> <p>ア 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会、日本赤十字社大分県支部等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備</p>	<p>ア 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会、日本赤十字社大分県支部等医療関係者 に加えて、保健・福祉関係者 の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備</p> <p><u>(サ) 保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等に</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
94	<p>(略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実</p> <p>(略)</p>	<p><u>よる、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用体制の整備</u></p> <p><u>(3) 市における生活必需品等の備蓄等</u></p> <p><u>大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p>
95	<p>(3) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発</p>	<p>(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
95	<p>(略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置</p> <p>民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるように、プレハブ住宅関係団体_____と協定の締結を図る。</p> <p>県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるように、あらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 物価の安定等のための事前措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 文教対策に関する事前措置</p> <p>(略)</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置</p> <p>要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握で</p>	<p>(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置</p> <p>賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を供給できるように、プレハブ住宅関係団体や木造住宅団体など、多様な住宅供給団体と協定の締結を図る。</p> <p>県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるように、あらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(6) 物価の安定等のための事前措置</p> <p>(7) 文教対策に関する事前措置</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置</p> <p>要配慮者、災害により孤立する可能性のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
95	<p>きる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(8) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</p> <p>(略)</p>	<p>実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(9) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進</p> <p>(10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</p>
97	<p style="text-align: center;">第5節 救援物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、_____ 平時から、訓練等を通じて、_____ 物資の備蓄状況や運送手段等の確認 _____ を _____ 行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</p>	<p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、新物資システム（B-P10）を活用し、 平時から、訓練等を通じて、施設ごとの 物資の備蓄状況や運送手段等の確認 ・更新を定期的に 行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p><u>1 避難所生活3日目までの必要量の3分の2を公助、3分の1を自助・共助にて備蓄する。</u></p> <p><u>2 公助3分の2は、流通備蓄と現物備蓄でそれぞれ2分の1ずつ確保する。</u></p> <p><u>(1) 流通備蓄</u></p> <p><u>流通・小売業者等と協定を結ぶことにより、災害時の生活必需品等の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 他市町村からの確保</u></p> <p><u>災害時における相互応援協定等を締結している他市町村の応援により救援物資を確保する</u></p> <p><u>3 現物備蓄3分の1は、県と市で2分の1ずつ確保する。</u></p> <p><u>また、市は、自助・共助において備蓄しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に効果的に備蓄物資が行き渡るよう、集中備蓄に努める。備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p><u>4 市の備蓄倉庫</u></p> <p><u>市は、下記備蓄倉庫を中心に集中備蓄を進め、災害が発生した際の各避難所の避難状況を確認しつつ、限られた物資や資機材を効果的に配送する。</u></p> <p><u>ア 上堅田上城地区</u></p> <p><u>イ やまばと児童公園</u></p> <p><u>ウ 城山北</u></p> <p><u>エ 蒲江振興局</u></p> <p><u>オ 弥生振興局</u></p> <p><u>カ 宇目小野市地区</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
102	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>(略)</p> <p>第2節 市民に期待する行動（家庭、地域、企業・事業所）</p> <p>(略)</p> <p>3 企業・事業所</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>4 災害対応社員等の家族の安否確認</u></p> <p><u>発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。</u></p> <p><u>【災害時の安全確認方法の例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用伝言板（web171）」など）の利用</u> <u>・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）</u> <u>・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施</u>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
109	<p style="text-align: center;">第2章 活動体制の確立</p> <p style="text-align: center;">第1節 活動組織</p> <p>(略)</p> <p>【福祉保健対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害業務全般 ・ 医療施設の状況に関する情報収集 ・ 医療救護所の開設及び管理 ・ 医薬品及び衛生材料の調達及び補給 ・ 感染症の予防 ・ <u>災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整</u> ・ 福祉避難所の開設及び連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、医療支援チーム、保健師等チーム等）の受入及び調整</u>
110	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護 ・ 要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・ 災害援護事務 ・ 社会福祉施設等の状況に関する情報収集 	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
119	<p>・災害弔慰金の支給 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部における通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 電話回線</p> <p>各関係機関との連絡調整については、電話回線を活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星電話・衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。</p> <p>また、市内避難所には、協定に基づき西日本電信電話株式会社大分支店により、特設公衆電話（災害時優先電話）の設置が順次行われている。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p>	<p>各関係機関との連絡調整については、電話回線を活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星電話・衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。</p> <p>また、市内避難所には、協定に基づきNTT西日本株式会社大分支店により、特設公衆電話（災害時優先電話）の設置が順次行われている。</p>
123	<p><u>(図表)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急救助の委任</p>	<p><u>(図表) ※最新の状況に更新</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
125	<p>(略)</p> <p><u>(図表)</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 他機関に対する支援要請</p> <p>(略)</p> <p>2 その他機関への支援要請</p>	<p><u>(図表) ※最新の状況に更新</u></p>
136	<p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>(略)</p>	<p><u>(5) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>上段の要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
175	<p style="text-align: center;">第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p>	<p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p><u>併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災局と保健福祉部が連携して、必要な措置を講じる。特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求め</u> <u>る。</u></p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
176	<p>(略)</p> <p>(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施</p> <p>市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を_____実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の運営管理等</p>	<p>市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を<u>必要に応じて</u>実施する。</p>
176	<p>(略)</p> <p>(2) 避難所開設に関する報告</p> <p>避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務対策部情報収集班又は地区災害対策本部総務班に報告する。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等_____を適切に県に報告する。</p>	<p>避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務対策部情報収集班又は地区災害対策本部総務班に報告する。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u>を適切に県に報告する。</p>
177	<p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
178	<p>確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>ケ 女性の視点からの配慮</p> <p>（略）</p> <p>（オ）仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子ども</u>の安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。</p> <p>また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</p> <p>（カ）女性や<u>子ども</u>への暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。</p> <p>（オ）仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子ども</u>の安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。</p> <p>また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</p> <p>（カ）女性や<u>子ども</u>への暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。</p>
178	<p>4 広域一時滞在</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議する。</p> <p><u>また、受入れの要請にあたっては、県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、他の都道府県のへの受入れが必要な場合についても、同様とする。</u></p>	<p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議する。</p> <p><u>県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県と調整する。</u></p> <p><u>他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
186	<p>(2) 生活用水</p> <p><u>ア</u> 学校プールその他適当な場所への貯水</p> <p><u>イ</u> 「佐伯市津波災害等緊急時の生活用水MAP」等、登録された一般開放井戸の利用</p> <p><u>ウ</u> 浄水剤の支給による給水</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 医療活動</p> <p>(略)</p> <p>2 医療救護活動の実施</p> <p>(略)</p>	<p><u>ア</u> <u>給水車による給水</u></p> <p><u>イ</u> 学校プールその他適当な場所への貯水</p> <p><u>ウ</u> 「佐伯市津波災害等緊急時の生活用水MAP」等、登録された一般開放井戸の利用</p> <p><u>エ</u> 浄水剤の支給による給水</p>
191	<p>(1) 災害医療対策</p> <p>福祉保健対策部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、佐伯市医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））へ派遣を</p>	<p>福祉保健対策部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、佐伯市医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））へ派</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）

第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
212	<p>要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 社会基盤の応急対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 社会基盤の応急対策</p> <p>(1) 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道対策部は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。_____</p> <p>_____市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(2) 災害発生時の連絡体制の確立</p> <p>ア 九州電力送配電株式会社佐伯（三重・延岡）配電事業所、(社)大分県LPガス協会佐伯地区LPガス協議会及び西日本電信電話株式会社大分支店等は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定して逐次連絡が確保できる体勢をとる。</p> <p>(略)</p>	<p>遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。</p> <p>(1) 応急対策の基本方針</p> <p>電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道対策部は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。</p> <p>(2) 災害発生時の連絡体制の確立</p> <p>ア 九州電力送配電株式会社佐伯（三重・延岡）配電事業所、(社)大分県LPガス協会佐伯地区LPガス協議会及びNTT西日本株式会社大分支店等は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定して逐次連絡が確保できる体勢をとる。</p> <p>(略)</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）
第4部「災害復旧・復興」

頁	改正前	改正後
216	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>市民サポートセンターの設置</u></p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の生活再建支援等</p> <p>県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 <u>被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</u></p> <p>県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（地震・津波対策編）
第5部「南海トラフ地震防災対策推進計画」

頁	改正前	改正後
234	<p>識啓発は、_____</p> <p>_____「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難対策等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害発生時の連絡体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。</p>	<p>識啓発は、「第2部第3章第5節 消防団・ボランティアの育成・強化」及び「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第1部「総則」

頁	改正前	改正後
18	<p>(略)</p> <p>第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>西日本電信電話</u>株式会社（大分支店<u>佐伯営業所</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>(3) <u>NTT西日本</u>株式会社（大分支店_____）</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第1節 被害の未然防止事業</p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害防止事業</p> <p>(略)</p>	
27	<p>さらに、土砂災害警戒区域等については、県と連携して土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施するとともに、宅地造成については、法令や制度による指導・監督に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害危険区域の対策</p> <p>1 災害危険区域の調査</p> <p>(略)</p>	<p>さらに、土砂災害警戒区域等については、県と連携して土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施するとともに、盛土等については、法令や制度による指導・監督に努めるものとする。</p>
30	<p>(9) 宅地造成工事規制区域</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指定区域</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 都市・地域の防災環境整備</p>	<p>(9) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき指定された区域</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
39	<p>(略)</p> <p>2 宅地造成地の災害予防対策</p> <p>宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。</p>	<p>2 盛土等の災害予防対策</p> <p>盛土等に伴う、災害の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、規制区域内における災害予防を促進する。</p>
39	<p>(略)</p> <p>3 都市構造改善事業対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難路の確保・整備</p> <p>都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。</p> <p>また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災拠点の確保・整備</p> <p>都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及</p>	<p>3 既成市街地の防災対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難路の確保・整備</p> <p>都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。</p> <p>また、市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災拠点の確保・整備</p> <p>都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
46	<p>び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平常時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を検討する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害に強い人づくり</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>2 佐伯市の現状と課題</p> <p>佐伯市における自主防災組織の数は、<u>令和4年3月末</u>現在で 305 組織。<u>368</u> ある行政区のうち 338 地区で組織されており、<u>組織がカバーする世帯の割合である結成率は 91.8%</u>となっている。東日本大震災以降、市民の防災意識は高まってきてはいるが、特に、人口、世帯の多い旧市内地域における結成率が低く、また形骸化している組織も多いため、未組織地区に対する自主防災組織の結成推進と、現在ある組織の活性化が課題となる。</p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織の役割と活動</p> <p>(略)</p>	<p>び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>佐伯市における自主防災組織の数は、<u>令和7年4月1日</u>現在で306 組織、<u>368</u> ある行政区のうち344地区がカバーされており、<u>組織率は93.5%</u>となっている。東日本大震災以降、市民の防災意識は高まってきてはいるが、特に、人口、世帯の多い旧市内地域における結成率が低く、また形骸化している組織も多いため、未組織地区に対する自主防災組織の結成推進と、現在ある組織の活性化が課題となる。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
47	<p>（2）地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、風水害時などの緊急避難場所や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。</p> <p>そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、<u>災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>自主防災組織は、風水害時などの緊急避難場所や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。</p> <p>そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、<u>防災士等の多様な主体との連携を通じて</u>災害時に有効な体制づくりを行う。</p>
48	<p>6 緊急避難場所及び避難所</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知す</p>	<p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知する</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
55	<p>ることも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(略)</p> <p>(2) 一般市民に対する防災教育</p> <p>(略)</p> <p>なお、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>ことも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①避難時に使用する道路状況を確認すること、②安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、③避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、④警戒レベル4で「危険場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
57	<p>(8) 災害教訓の伝承</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 消防団等の育成・強化</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 消防団・ボランティアの育成・強化</p>
59	<p>4 ボランティアの育成・強化</p> <p>災害発生時には、被災地や被災者<u>個々</u>の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市などの公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かした、きめ細やかな支援活動が不可欠である。</p> <p>このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する<u>佐伯市ボランティアセンター</u>や<u>佐伯市ボランティア連絡協議会</u>などと連携し、<u>平常時</u>からボランテ</p>	<p>災害発生時には、被災地や被災者<u>一人ひとり</u>の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村などの公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かした、きめ細やかな支援活動が不可欠である。</p> <p>このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する<u>(福)佐伯市社会福祉協議会</u>などと連携し、<u>平時</u>からボランティア・NPO等と顔が見える協働関</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
60	<p>ィア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、<u>防災士や防災コーディネーターなどを育成する。また</u>ボランティアやNPOが効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p><u>また、災害時にNPOが活動する基盤となるネットワークを構築する。あわせて、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーや、運営実務を行うスタッフを育成するため、社会福祉協議会職員や市職員等を対象に研修を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿<u>の作成及び名簿の活用等</u></p> <p>(略)</p> <p>ィ市は、防災部局と民生部局など関係部局の連携の下、<u>平常時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況避難支援を必要とする事由を適切に</p>	<p>係を構築するとともに、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>ボランティアやNPOが効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p><u>また、(福)佐伯市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。さらに、災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画の作成及び活用等</u></p> <p>(略)</p> <p>ィ市は、防災部局と民生部局など関係部局の連携の下、<u>平時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況避難支援を必要とする事由を適切に反</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p>反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>映したものであるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>
61	<p>オ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>	<p>オ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>
61	<p>(2) 避難誘導體制の整備</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
61	<p>避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所（避難地）の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、佐伯市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）福祉避難所の指定</p> <p>（略）</p> <p>【福祉避難所について】</p> <p>（略）</p>	<p>避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所（避難地）の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p>
62	<p>イ 福祉避難所への入所対象者の把握</p> <p>要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。</p> <p style="text-align: center;">第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>2 市民、事業所・学校等への啓発</p>	<p>要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把握しておく。</p>
65	<p>（1）市民への啓発</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
65	<p>市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。</p> <p style="text-align: center;">第7節 市民運動の展開</p> <p>(略)</p> <p>1 自助の推進</p>	<p>市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。</p>
66	<p>(1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 初動体制の強化</p>	<p>(1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。<u>また、市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
69	<p>(略)</p> <p>(4) 職員の家庭における安全確保対策の徹底</p> <p>(略)</p> <p>【災害時の安全確認方法の例】</p> <p>・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「<u>災害用ブロードバンド伝言板171</u>」など）の利用</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>1 市職員の防災能力の向上</p> <p>(略)</p>	<p>・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「<u>災害用伝言版（web171）</u>」など）の利用</p> <p style="text-align: center;">第2節 活動体制の確立</p>
70	<p>(3) 佐伯市職員災害時行動マニュアルの作成</p> <p><u>作成した</u>佐伯市職員災害時行動マニュアル<u>（H30.6）を活用し、平常時</u>から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。マニュアルは必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>佐伯市職員災害時行動マニュアル<u>を作成し、平時</u>から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。マニュアルは必要に応じて見直しを行う。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
70	<p>(5) 防災推進リーダーの育成</p> <p>各部署で選任される防災推進リーダーは、市の防災対策の円滑な推進を補助するとともに、職員各自が災害発生時に的確に活動できるよう、所属部署における防災意識向上を図る。そのために、防災推進リーダーには、平常時から特に重点的な研修を推進するものとする。</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化</p> <p>(略)</p>	<p>各部署で選任される防災推進リーダーは、市の防災対策の円滑な推進を補助するとともに、職員各自が災害発生時に的確に活動できるよう、所属部署における防災意識向上を図る。そのために、防災推進リーダーには、平時から特に重点的な研修を推進するものとする。</p>
71	<p>(2) 関係業界、民間団体との連携体制の充実</p> <p>災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で _____ _____ 応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で、当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で、応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p>
73	<p>5 広報体制の充実</p> <p>(略)</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
74	<p>(3) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ</p> <p>聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段についての周知を行い、情報収集ルートの複数確保を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段についての周知を行い、情報収集ルートの複数確保を推進するものとする。</p>
75	<p>8 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が定期的開催する住宅被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間_____の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>(略)</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(略)</p>	<p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が定期的開催する住宅被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。</p>
79	<p>(1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
79	<p>(略)</p> <p>市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対して、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びデジタル化、防災・行政ラジオ、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、さいき防災メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、_____インターネット（市ホームページやSNS等のソーシャルメディア）、の活用、コンビニエンスストア・郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。</p>	<p>市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対して、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びデジタル化、防災・行政ラジオ、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、さいき防災メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページやSNS等のソーシャルメディア）、の活用、コンビニエンスストア・郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。</p>
80	<p>(略)</p> <p>(5) 救急医療対策の充実</p> <p>ア 大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。</p>	<p>ア 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
81	<p>そのために、行政機関と医師会、日本赤十字社大分県支部等医療関係者 _____ の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備</p> <p>(略)</p>	<p>そのために、行政機関と医師会、日本赤十字社大分県支部等医療関係者 <u>に加えて、保健・福祉関係者</u> の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備</p> <p><u>(サ) 保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等による、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用体制の整備</u></p>
82	<p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実</p> <p>(略)</p>	<p><u>(3) 市における生活必需品等の備蓄等</u></p> <p><u>大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
82	<p>(3) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発 (略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置</p> <p><u>民間賃貸住宅の借り上げの円滑化</u>に向け、不動産関係団体と協定を締結し、<u>その際</u>の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、災害により住家を失った人に対して迅速に<u>応急仮設住宅を提供</u>できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。</p> <p>県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p>(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発</p> <p>(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置</p> <p><u>賃貸型応急住宅の円滑な供給</u>に向け、不動産関係団体と協定を締結し、<u>災害時</u>の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、災害により住家を失った人に対して迅速に<u>建設型応急住宅を供給</u>できるよう、プレハブ住宅関係団体<u>や木造住宅団体など、多様な住宅供給団体</u>と協定の締結を図る。</p> <p>県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
82	<p>(5) 物価の安定等のための事前措置 (略)</p> <p>(6) 文教対策に関する事前措置 (略)</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置</p> <p>要配慮者、災害により 孤立化する危険のある 地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>(6) 物価の安定等のための事前措置</p> <p>(7) 文教対策に関する事前措置</p> <p>(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置</p> <p>要配慮者、災害により 孤立する可能性のある 地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>
83	<p>(8) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進 (略)</p> <p>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置 (略)</p>	<p>(9) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進</p> <p>(10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置</p>
84	<p style="text-align: center;">第5節 救援物資の備蓄</p> <p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p>	<p>東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p><u>(1) 流通備蓄</u></p> <p><u>流通・小売業者等と協定を結ぶことにより、災害時の生活必需品等の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 他市町村からの確保</u></p> <p><u>災害時における相互応援協定等を締結している他市町村の応援により救援物資を確保する</u></p> <p><u>3 現物備蓄3分の1は、県と市で2分の1ずつ確保する。</u></p> <p><u>また、市は、自助・共助において備蓄しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に効果的に備蓄物資が行き渡るよう、集中備蓄に努める。備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。</u></p> <p><u>4 市の備蓄倉庫</u></p> <p><u>市は、下記備蓄倉庫を中心に集中備蓄を進め、災害が発生した際の各避難所の避難状況を確認しつつ、限られた物資や資機材を効果的に配送する。</u></p> <p><u>ア 上堅田上城地区</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第2部「災害予防」

頁	改正前	改正後
	<p><u>イ やまぼと児童公園</u></p> <p><u>ウ 城山北</u></p> <p><u>エ 蒲江振興局</u></p> <p><u>オ 弥生振興局</u></p> <p><u>カ 宇目小野市地区</u></p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
89	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>(略)</p> <p>第2節 市民に期待する行動（家庭、地域、企業・事業所）</p> <p>(略)</p> <p>3 企業・事業所</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>4 災害対応社員等の家族の安否確認</u></p> <p><u>発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。</u></p> <p><u>【災害時の安全確認方法の例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用伝言板（web171）」など）の利用</u> <u>・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）</u> <u>・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施</u>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
96	<p style="text-align: center;">第2章 活動体制の確立</p> <p style="text-align: center;">第1節 活動組織</p> <p>(略)</p> <p>【福祉保健対策部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害業務全般 ・ 医療施設の状況に関する情報収集 ・ 医療救護所の開設及び管理 ・ 医薬品及び衛生材料の調達及び補給 ・ 感染症の予防 ・ <u>災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、医療支援チーム、保健師等チーム等）の受入及び調整</u>
97	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の開設及び連絡調整 ・ 要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護 ・ 要配慮者の被災状況の把握及び対策 ・ 災害援護事務 	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
107	<p>・ 社会福祉施設等の状況に関する情報収集</p> <p>・ 災害弔慰金の支給</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部における通信連絡手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 電話回線</p> <p>各関係機関との連絡調整については、電話回線を活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星電話・衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。</p> <p>また、市内避難所には、協定に基づき 西日本電信電話株式会社大分支店により、特設公衆電話（災害時優先電話）の設置が順次行われている。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 防災気象情報等の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集</p> <p>(略)</p>	<p>各関係機関との連絡調整については、電話回線を活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星電話・衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。</p> <p>また、市内避難所には、協定に基づき NTT西日本株式会社大分支店により、災害時用公衆電話（災害時優先電話）の設置が順次行われている。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
112	<p>(3) 全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>また、<u>「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに発表する。</u>全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>3 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>また、<u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って「顕著な大雨に関する気象情報」として発表する。</u>全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。</p>
118	<p><u>(図表)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急救助の委任</p> <p>(略)</p>	<p><u>(図表) ※最新の状況に更新</u></p>
120	<p><u>(図表)</u></p>	<p><u>(図表) ※最新の状況に更新</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
132	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第9節 他機関に対する支援要請</p> <p>(略)</p> <p>2 その他機関への支援要請</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第1節 避難所運営活動</p> <p>(略)</p>	<p>(5) <u>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>上段の要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
166	<p>2 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p>	<p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p><u>併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災局と保健福祉部が連携して、必要な措置を講じる。特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求め</u></p> <p><u>る。</u></p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p>
167	<p>(略)</p> <p>(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
167	<p>市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を_____実施する。</p> <p>（略）</p> <p>3 避難所の運営管理等</p> <p>（略）</p> <p>（2）避難所開設に関する報告</p> <p>避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務対策部情報収集班又は地区災害対策本部総務班に報告する。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等_____</p> <p>_____を適切に県に報告する。</p> <p>（略）</p> <p>（4）避難所の運営</p> <p>（略）</p>	<p>市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。</p> <p>避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務対策部情報収集班又は地区災害対策本部総務班に報告する。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I Dを適切に県に報告する。</p>
168	<p>ウ 食料・水・生活必需品の配布</p>	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
169	<p>ケ 女性の視点からの配慮 (略)</p> <p>(オ) 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子ども</u>の安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。 また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</p>	<p>(オ) 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子ども</u>の安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。 また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</p>
170	<p>(カ) 女性や<u>子ども</u>への暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 (略)</p> <p>4 広域一時滞在</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議する。</p> <p><u>また、受入れの要請にあたっては、県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、他の都道府県のへの受入れが必要な場合についても、同様とする。</u></p>	<p>(カ) 女性や<u>子ども</u>への暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議する。</p> <p><u>県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県と調整する。</u></p> <p><u>他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、受入先の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第3部「災害応急対策」

頁	改正前	改正後
172	<p>う、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p> <p>6 巡回健康相談の実施</p> <p>市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第4節 給水</p> <p>（略）</p> <p>3 給水の方法</p> <p>（略）</p>	<p>う、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p> <p>市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。</p> <p>また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。</p>
177	<p>（2）生活用水</p> <p><u>ア</u> 学校プールその他適当な場所への貯水</p>	<p><u>ア</u> <u>給水車による給水</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第4部「災害復旧・復興」

頁	改正前	改正後
207	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>市民サポートセンターの設置</u></p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の生活再建支援等</p> <p>県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 <u>被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</u></p> <p>県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>

頁	改正前	改正後												
218	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害想定</p> <p>(略)</p> <p>1 本県周辺地域に立地する原子力発電所</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="181 539 1128 740"> <tr> <td>発電所名</td> <td>川内原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>九州電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鹿児島県薩摩川内市 _____</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	発電所名	川内原子力発電所	事業者名	九州電力株式会社	所在地	鹿児島県薩摩川内市 _____	<table border="1" data-bbox="1160 539 2107 740"> <tr> <td>発電所名</td> <td>川内原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>九州電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>鹿児島県薩摩川内市 久見崎町字片平山 1765-3</td> </tr> </table>	発電所名	川内原子力発電所	事業者名	九州電力株式会社	所在地	鹿児島県薩摩川内市 久見崎町字片平山 1765-3
発電所名	川内原子力発電所													
事業者名	九州電力株式会社													
所在地	鹿児島県薩摩川内市 _____													
発電所名	川内原子力発電所													
事業者名	九州電力株式会社													
所在地	鹿児島県薩摩川内市 久見崎町字片平山 1765-3													
220	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 原子力発電所事故事前対策</p> <p>(略)</p> <p>2 モニタリング体制の整備</p> <p>緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による県内の影響へを評価するため、平常時から大気中の環境モニタリングを実施し、</p>	<p>緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による県内の影響へを評価するため、平時から大気中の環境モニタリングを実施し、緊</p>												

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第5部「原子力災害対策」

頁	改正前	改正後
222	<p>緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めることとなっており、市はその実施に協力するものとする。</p> <p>県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。</p> <p>（略）</p> <p>5 原子力災害に関する市民等への知識の普及・啓発</p> <p>市は、県と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施する。</p> <p>また、県は、市が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発に関し、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>ア 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。</p> <p>イ 原子力災害とその特性に関すること。</p> <p>ウ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。</p> <p>エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</p> <p>オ 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。</p> <p>カ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。</p>	<p>急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めることとなっており、市はその実施に協力するものとする。</p> <p>県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平時から自動的にWebに表示されている。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第5部「原子力災害対策」

頁	改正前	改正後
224	<p><u>キ</u> その他原子力防災に関すること。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力発電所事故応急対策</p> <p>2 市民等への情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市民等への情報伝達活動</p> <p>市は、放射性物質の影響が五感に感じられない<u>と言う</u>原子力災害の特殊性に鑑み、市民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>キ</u> <u>安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。</u></p> <p><u>ク</u> その他原子力防災に関すること。</p> <p>市は、放射性物質の影響が五感に感じられない_____原子力災害の特殊性に鑑み、市民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。</p>
229	<p style="text-align: center;">第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>(略)</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>市は、原子力緊急事態解除宣言後、県及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、<u>平常時</u>の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>	<p>市は、原子力緊急事態解除宣言後、県及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、<u>平時</u>の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第5部「原子力災害対策」

頁	改正前	改正後
	(略)	

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第6部「その他の事故対策」

頁	改正前	改正後
238	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2章 林野火災対策</p> <p>詳細は本編に記載のとおり</p>
245	<p>(略)</p> <p>第2章 突発性重大事故対策</p> <p>(略)</p> <p>6. 林野火災</p> <p>火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災。</p> <p>7. 危険物等災害</p> <p>(略)</p> <p>8. その他の災害</p> <p>1. ～7.以外の、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等。</p> <p>1 市及び消防本部の処理すべき事務又は業務</p> <p>(1) 市</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 突発性重大事故対策</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>6. 危険物等災害</p> <p>7. その他の災害</p> <p>1. ～6.以外の、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等。</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第6部「その他の事故対策」

頁	改正前	改正後
246	<p><u>サ</u> 林野火災に係る処理すべき事務又は業務</p> <p><u>（ア）</u> 被災施設の復旧等</p> <p><u>（イ）</u> 防火思想の普及</p> <p><u>（ウ）</u> 監視体制の強化</p> <p><u>（エ）</u> 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備</p> <p><u>（オ）</u> 消防体制の整備</p> <p><u>（カ）</u> 二次災害の防止</p> <p><u>シ</u> 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務</p> <p>（略）</p> <p>（2）消防本部</p> <p>（略）</p> <p><u>セ</u> 林野火災に係る処理すべき事務又は業務</p> <p><u>（ア）</u> 防火思想の普及</p> <p><u>（イ）</u> 監視体制の強化</p> <p><u>（ウ）</u> 予防施設および林野火災対策用資機材の整備</p> <p><u>（エ）</u> 消防体制の整備</p> <p><u>ソ</u> 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務</p> <p>（略）</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>サ</u> 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>セ</u> 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第6部「その他の事故対策」

頁	改正前	改正後
248	<p>2 突発性事故災害予防対策</p> <p>(1) 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p><u>オ 林野火災</u></p> <p><u>森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進、するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。</u></p> <p><u>県及び市は、林野火災防止のため、大分県高度情報ネットワークシステム、本市の防災スピーカー等を利用し、大分地方気象台と連携のうえ、特別警報、・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>カ 危険物等災害</u></p> <p>(略)</p> <p>3 突発性事故災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 二次災害の防止</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>オ 危険物等災害</u></p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）
第6部「その他の事故対策」

頁	改正前	改正後
252	<p>(略)</p> <p><u>イ 林野火災</u></p> <p><u>市は、国及び県と協力し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努め、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
252	<p><u>ウ 危険物等災害</u></p> <p>(略)</p> <p>4 突発性事故災害復旧</p> <p>(1) 災害復旧の方針</p> <p>道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、県、市及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。</p> <p>道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。</p> <p>また、海上災害、<u>林野火災</u>、危険物等災害、その他の災害において、復旧対策は、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない</p>	<p><u>イ 危険物等災害</u></p> <p>また、海上災害、<u> </u>危険物等災害、その他の災害において、復旧対策は、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「風水害・事故災害対策編第4部 災害復旧・復興」の定め</p>

佐伯市地域防災計画新旧対照表（風水害・事故災害対策編）

第6部「その他の事故対策」

頁	改正前	改正後
252	<p>い場合には、「風水害・事故災害対策編第4部 災害復旧・復興」の定めによるものとする。</p> <p>（2）復旧対策の実施</p> <p>復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「風水害・事故災害対策編 第4部 災害復旧・復興」の定めによるものとする。</p> <p><u>林野火災について、市は、必要に応じ国及び県と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。</u></p>	<p>よるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>